

第23回垂水市農業委員会総会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第23回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

開催日時 令和8年4月24日（金） 午前9時30分～午前10時5分

開催場所 垂水市市民館 2階 大会議室

委員の出欠状況 10名中10名出席

議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
1	下瀬 秀	出	6	中条 裕二	出
2	村山 繁稔	出	7	池田 穰二	出
3	森永 みどり	出	8	重吉 伸哉	出
4	瀬角 初美	出	9	永吉 浩幸	出
5	塚田 光春	出	10	葛 迫 巧	出

出席した事務局職員

局 長 西 川 了 助
次 長 山 下 明 文
農地係長 梶 原 剛
主 査 榎 園 雅 司

付 議 事 件

- (1) 農地法第3条許可申請について 【決】
- (2) 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 【決】
- (3) 令和8年度最適化活動の目標の設定等について 【決】
- (4) 法令等の遵守についての決議 【決】

議 事

<p>議 長</p>	<p>[会長あいさつ] 4月1日付人事異動に伴う、事務局、農林課職員の紹介 (事務局→農林課職員) ※農林課職員の退室後、会を進行。</p>
<p>係 長</p>	<p>[諸般報告] ※配布資料の説明等</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまから、第23回総会を開催します。 出席委員は10名中10名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。 議事録署名委員は、4番委員、5番委員お願いいたします。 それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を上程 いたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」をご説明申し上げます。 議案書は1ページと2ページになります。 今月の許可申請は5件でございます。 申請地を示した地図は別添の、1ページから5ページになります のでご覧ください。それでは説明をいたします。</p> <p>1番の譲渡人は、〇〇県〇〇市の〇〇さん、譲受人は、△△の△ △さんで、新規就農による贈与での所有権移転 となります。 譲受人の△△さんは、営農計画書の提出も受けているところでござ います。 今回、許可となった場合でも、引き続きその後の様子について確 認していく必要があるかと考えております。</p> <p>2番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、 本人の希望による、経営拡大のための売買での所有権移転となりま す。</p> <p>3番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、2番と同じく〇〇 の〇〇さんで、本人の希望による、経営拡大のための売買での所有 権移転となります。</p> <p>4番の譲渡人は、〇〇県の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さん で、本人の希望による、経営拡大のための贈与での所有権移転とな ります。</p>

	<p>5番の譲渡人は4番と同じ〇〇県の〇〇さんで、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望による、経営拡大のための売買での所有権移転となります。</p> <p>以上、1番から5番の譲受人について、 申請書の記載内容の確認、審査では、労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有していると判断でき、また申請地取得後は全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
委員	1番、譲渡人は〇〇さん、譲受人、△△さんは、本人の希望による贈与、新規就農ということで、なんら問題ありません。
委員	2番譲渡人、〇〇さん、譲受人、△△さん、 3番譲渡人、〇〇さん、譲受人は同じく△△さん。どちらも経営拡大でなんら問題はあります。
委員	4番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は、△△で、永年作ってらっしゃって、本人の希望で経営拡大でなんら問題ありません。 5番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は、△△さん、これも△△さんのお父さんの代から作ってらっしゃって、本人の希望であり、経営拡大でなんら問題はあります。以上です。
議長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何か異議はありませんか。
議場	〔「ありません」の声あり〕
議長	異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議場	〔「はい」の声あり〕
議長	議案第1号は原案のとおり決定しました。 次に議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に対するの意見について」を上程します。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき、垂水市長より計画案に対する意見を求められ

ておりますので、ご説明申し上げます。

議案書は3ページから7ページとなります。

まずは、4ページをお開きください。

今月は、利用開始日が令和8年7月1日付となる農地、54筆
39,161㎡に係る促進計画案の提出がありました。

農地の内訳は、田が27筆16,887㎡、畑が27筆22,274㎡となっ
ております。

全て公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満園秀彦
との契約となっております。

4ページから6ページは新たに契約を開始する農地です。

1番の借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。

2番から6番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。

7番、8番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借と5年間の使
用貸借です。

9番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。

10番、11番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。

12番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。

5ページをお開きください。

13番から21番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借及び賃
貸借です。

22番から29番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借及び使用
貸借です。

30番、借り人は〇〇さんで1年6か月の賃貸借です。

31番、借り人は〇〇さんで5年間の賃貸借です。

32番から34番、借り人は株式会社〇〇で5年間の使用貸借及び
10年間の賃貸借です。

6ページをお開きください。

35番から39番、借り人は株式会社〇〇で10年間の使用貸借及
び賃貸借です。

40番から48番、借り人は株式会社〇〇で10年間の使用貸借及
び賃貸借です。

49番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。

50番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。

	<p>51番、借り人は農業法人〇〇で10年間の賃貸借です。</p> <p>7ページをお開きください。耕作者変更となります。</p> <p>1番の借り人は〇〇さんで2年5か月の使用貸借です。</p> <p>2番、借り人は〇〇さんで7年3か月の賃貸借です。</p> <p>3番、借り人は株式会社〇〇で4年間の使用貸借です。</p> <p>以上、これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしております。以上です。</p>
議長	<p>ただ今事務局から説明がこれについて、何かご異議はありませんか。</p>
議長	<p>〔「ありません」の声あり〕</p>
議長	<p>〔事務局に対し50番の借り人の呼称について訂正の指摘あり〕</p>
議長	<p>では、異議がございませんので、議案第2号について、各委員の意見のとおり承認することとして、よろしいですか。</p>
議長	<p>〔「はい」の声あり〕</p>
議長	<p>議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」説明いたします。</p> <p>議案書は8ページからとなります。内容については9ページからとなりますのでお開きください。</p> <p>この目標の設定等は、国及び県の指示に基づき、令和4年度より、毎年度、各農業委員会が農地の集約化や集積等の最適化活動に係る目標を設定し、公表するよう求められているものです。</p> <p>今回は、令和7年度末までの農地移動等に係る実績や、県から提供された情報、指示に基づき、目標の設定を行い、4月定例会においてお諮りさせていただくものです。</p> <p>なお、数値等については、記載してありますので、基本的には読み上げを省略させていただきます。</p> <p>それでは、内容の説明を行います。</p>

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、委員体制と、農家、農地等の概要を記載しております。

農家数については、直近の農林業センサス時点の結果、並びに農林課農政係の情報に基づき記載しております。

耕地面積は県が把握している面積での記載となっております。

10 ページをお開きください。

「Ⅱ 最適化活動の目標」

1 最適化活動の成果目標、

(1) 農地の集積について説明します。

① 現状と課題に記載の集積面積、集積率は、農林課農政係が県に提出している調査報告値に基づくものです。

② 県において、令和12年度の集積率90%を目標としておりますので、この目標は、90%としております。

今年度の新規集積面積 12.1ha についても、県が示した目標設定に基づき設定しております。

(2) 遊休農地の解消について説明します。

① 現状及び課題は、令和7年度の調査結果に基づき、緑区分が98.9ha、黄色区分が79.6ha、合計で1号遊休農地面積178.5haを計上しております。

課題については、現状が大きく変化しておりませんので、前年同様としております。

11 ページをお開きください。

(3) 新規参入の促進について説明します。

① 現状及び課題は、農林課農政係の情報に基づき計上しております。課題については、状況は大きく変化しておりませんので、前年同様としております

② 目標は、県の指示に基づき、当該年度の3条申請実績等を基に、計上しております。

2 最適化活動の活動目標について、

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、県が全市町に対して平均10日以上活動を求めていることに基づき、10で計上しているのです。

	<p>(2) 活動強化月間の設定目標、は前年と同様の取り組みに、地域計画の協議の場が設けられていますので、その取り組みを追記しております。</p> <p>(3) 新規参入相談会への参加目標も、前年同様の参加見込みを計上しております。</p> <p>本目標設定は、計上している数値自体は、県の指示に基づき、県下全体が足並みを揃えて設定していることから、形式的な面が大きいのですが、農業委員会が行うべき活動を、広く公表する目的と、委員の皆様が活動実績に基づく最適化交付金の要件として、重要な意味を持っております。</p> <p>この目標設定に関わらず、委員の皆様におかれましては、日々様々な場面で、農家の皆さんの支援を始め、農地所有者や耕作者の方々の意向確認、利害調整等に取り組んでおられ、10日以上は委員としての活動に取り組まれていると思います。</p> <p>事務局からの毎度のお願いとなりますが、最適化交付金の全体枠での金額に影響がありますので、日々の活動記録の積み重ねの結果が交付金の算定に影響まいります。電話でのやり取りや、些細な面談、事務局に限らず農林課や各機関からの依頼等に基づく活動等を記録していただきますよう、あらためてお願いいたします。</p> <p>なお、議決をいただきましたら、県の農業会議及び県への報告を行うこととしておりますが、報告にあたり、各実績値の修正等が発生する可能性もあります。</p> <p>軽微な修正については、事務局で修正し、対応させていただきたいと思います。</p> <p>また、7年度の活動実績は、5月総会において皆様にお諮りして、公表することとなっておりますので、よろしくごお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
委員	<p>はい。一ついいですか。遊休農地の解消について、緑、黄色と区分の数値が出たんですが、非農地調査の時に、ある土地改良区の方と、あまり厳しく評価をしないで欲しいという話がありました。</p> <p>土地改良区が、その校区で重点的に対応している遊休農地、そういう情報を共有するってことはないんですか？田んぼはあるような気がするんですが、畑の場合そういうのはないんですか・</p>

事務局	成果等は土地改良区の方にも提供しています。 重点地区っていう話については、協議を詰めていないような気がします。
委員	改良区の人たちが、ビーバーで草を払ったりしていると思うんですが。そういう場所は重点地区になってないのかな。立地条件とか作物によってそういう条件があるのか、設定されていないのかな。
事務局	私の認識では、土地改良区がビーバーでっていう話は、改良区の事業として、土地改良区側の補助金とかが使われた農地については管理・指導はしていると思っています。
委員	そのほかで草を払ったりとかはしないのかな。
委員	そういうことはしないよ。監査前とか、今言われた補助金とかで見て回ったりすることはある。土地改良の一環として事業で対応していることはあるかも。補助金を入れて借り手に貸しても荒れているところがあれば、指導をすることはあるかもしれないけど。
委員	じゃ、重点地区とかは気にしなくてもいいのかな。
事務局	貸し借りの話があるような農地はそこまで荒れないのかなって思いますが。補助金を使ったけど、借り手がつかなくて荒れてしまったとか、条件が悪かったりして荒れてしまうようなところがあるのかなとは思いますが。 借りたいとか話が出て、荒れているのであれば、事務局に連絡をもらえれば、農地バンクの事業も移ってきたので、次の方を探すといったお手伝いはできますので、よろしくお願いします。
委員	今年は、土地改良区の草払いがなかったような。去年は2月に出たような。
委員	監査が入るって時は、そういう地点をしているかも。
議長	ほかにはないですか。
議場	〔「ありません」の声あり〕
議長	異議はございませんので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議場	〔「はい」の声あり〕

議 長	議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。
事務局	(発言の許可を求めて) 議長よろしいでしょうか。
議 長	(発言の許可) はい。
事務局	<p>本日、この場を借りて、ご説明させて欲しいことがあります。</p> <p>事務局より、本日配布しました、「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」という資料をご覧ください。</p> <p>これは、令和7年10月の総会にお諮りして、決議していただいたものになります。その時に説明もさせていただいたのですが、全国農業会議所より、毎年度決議をとり、議事録にも記録を残すように指示する文書が出されており、また、委員の方からも、毎年度決議すべきものかとの質問も出されたことから、令和8年度も、この申し合わせを決議させていただきたいと考えております。</p> <p>先ほどありましたとおり、令和7年10月に決議をいただき、約半年しかたっておりませんので、議案として上程は行わず、この場で決議することの承認をいただければと考えております。議事録にも残すように指示がありますので、この場で説明させていただきました。</p> <p>なお、ご承認いただけましたら、本日、令和8年4月24日を令和8年度における決議の日とさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問等はありませんか。
議 場	〔「ありません」の声あり〕
議 長	<p>質問がありませんので、事務局の説明のとおり決議することといたします。</p> <p>以上をもちまして第23回総会を終了いたします。</p>

会 長 原本確認済

署名委員 原本確認済

署名委員 原本確認済